

Title	Studies on Optimal Taxation under Revenue Constraint
Author(s)	小川, 禎友
Citation	大阪大学, 2000, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/42024
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、〈ahref="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

- [3]

博士の専攻分野の名称 博士(経済学)

学 位 記 番 号 第 15130 号

学位授与年月日 平成12年3月24日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第1項該当

経済学研究科経済理論専攻

学 位 論 文 名 Studies on Optimal Taxation under Revenue Constraint

(収入制約下の最適関税)

論 文 審 査 委 員 (主査)

教 授 小野 善康

(副査)

教 授 橋本日出男 教 授 阿部 顕三

論文内容の要旨

この論文は収入制約下における最適課税問題を分析したものである。

最適課税論は、これまでにも多くの研究がなされてきた分野で、そこではすでに標準的といわれる明快な結論が得られている。すなわち、価格弾力性が高い財ほど税率を低くするという、いわゆる「逆弾力性ルール」である。しかし、そのルールは、簡単化のための非現実的な設定に基づいて導出されたものであり、実際の政策に適用しにくく、ときには全く適用できない局面が多く存在した。この論文の目的は、より現実的な状況の下で、新しい最適課税問題を分析し、現実の政策への適用に、道を開こうとするものである。

本論文で想定する状況は、次の2つである。

- (i) 所得税率がある値で固定されていて、物品税率だけを最適に選ぶ場合
- (ii) 収入を得る手段が唯一、関税だけである場合

また、本論文で考えている最適課税論とは、一定の税収を上げるという制約の下で、厚生レベルを最大にする税構造を見つけることである。そこでは、特に、最適税体系が不均一か均一化か、不均一なら税率の順位がどのようにして決まるのか、という問題に焦点を当てて考えている。

以下では、各章において分析したモデルと導出した結論を簡単に述べる。

第2章では、所得税が存在する場合の最適物品税構造を求めた。想定する経済は2財ー2要素であり、消費者は2つの財とともに2つの要素(たとえば、労働と土地)も消費している。各要素が生み出す所得には所得税、財の消費には物品税が課されている。このような経済において、所得税率を初期に与えられた値で固定したまま、物品税率だけを最適に選ぶとき、次の2つの歪みが起こる。1つ目の歪みは、所得税と物品税の性質から発生する要素の過剰消費、2つ目の歪みは、高い所得税率が課せられている要素の過剰消費である。すなわち、この経済においては、消費者は要素も消費しているため、高い税率が掛けられれば、その要素を市場に供給せずに、自分で過剰に消費してしまうからである。このような状況の下では、この2つの過剰消費を考慮して最適物品税構造が決定されなければならない。

その結果、最適物品税率の順位を決定する、次のような十分条件を求めることができた。すなわち、

- (i) 要素全体とより補完的な財に対して、
- (ii) 高い所得税率が課されている要素と補完的に消費される傾向の強い財に対して、より高い物品税率を課すべきで

ある、というものである。このうち、条件(i)は上で述べた2つの歪みのうちの前者を抑制し、条件(ii)は後者を抑制している。すなわち、本論文で提示したルールでは、財相互の代替性が重要な役割を果たすのである。

さらに、第3章と第4章では、収入制約下における最適関税問題を分析している。すなわち、この問題は、一定の 税収を関税から徴収するという制約の下で、資源配分上の歪みを最小にする関税の組み合わせを見つける、というも のである。一定の税収を上げる関税構造と、歪みを与えない関税構造とは両立しない。ここに最適関税問題が発生す る。この厳密な証明は第3章の付論で示されている。

最適関税問題の基本モデルが第3章で分析されている。基本モデルは、1種類の輸出財と2種類の輸入財、そして 一人の消費者が存在する小国で、輸入関税が課されている。このとき、最適関税構造は次の特徴を持つ。

- (i) 輸出財に対してより補完的な輸入財に対して、より高い関税率を課すべきである。
- (ii) 課税財同士が強く代替的であればあるほど、最適関税構造はより均一に近づく。

途上国では均一関税政策が、その実行費用等の面から望まれる。上述の(ii)に示したルール(交差代替性ルール)は、このような政策に対して、理論的根拠を与えるものである。

第3章では、輸入要素と関税払い戻し制度を扱うモデルも分析した。交差代替性ルールは代替性が条件になっており、財同士の間では通常のこととして考えられるが、輸入財のうちの1つが輸入要素であれば、課税財同士の代替性が必ずしも成立せず、補完的なる可能性も十分にある。このとき、本論文で提示した均一関税体系に対する理論的根拠を失うように見える。しかし、このような補完的な状況にあっても、輸入要素に対する関税の払い戻し制度を輸出に適用し、その程度を高めていくと、最適関税構造を均一に近づけることができることが示される。

第4章では、最適関税問題の基本モデルに非貿易財を導入した。他の財と違う非貿易財の特徴は、価格が内生的に 決まることである。そのため、この場合にも、伝統的な逆弾力性ルールに基づいて主張されてきた、収入制約下の最 適関税体系の非均一性は成立しなくなる。しかし、本論文で提示した交差代替性ルールは、非貿易財が存在しても依 然として成立することを、示すことができる。

このように、この分野の文献のほとんどが支持する逆弾力性ルールは、課税財同士が独立という仮定の上に成立している。これに対して、本稿は課税財同士の関係によって導かれる交差代替性ルールこそが最適関税構造を決める上で需要であることを明らかにした。課税財同士の代替性は最適関税構造を均一に近づける。ここでいう代替性とは、超過需要の代替性である。超過需要は消費量と生産量の両方に依存するので、消費と生産においてそれぞれ代替的であるなら、超過需要の代替性は、その2つの代替性を合わせたものになる。したがって、超過需要の代替性の値は比較的大きくなることが予想される。この点を考慮しても、課税財同士の交差代替性が最適関税構造に果たす役割は大きい。

論文審査の結果の要旨

本論文は、これまで多くの研究において、非現実的な簡単化によって行われてきた最適課税の問題を、より現実的な設定の下で理論的に見直し、収入制約下における最適課税が満たすべき基準に、新たな視点を加えたものである。

たとえば、従来の最適課税論では、財相互の代替関係にあまり注目せず、個々の財の価格弾力性に注目して、弾力性の低い財には高く、高い財には低く掛けるという一般的な結論(逆弾力性ルール)が導かれていた。しかし、このような結論は、財相互の代替関係を無視しており、もし2つの財で代替関係が強ければ、一方の財に課税をしたとき、他方の財に需要が大きく流れて、資源配分の上での歪みを拡大する傾向がある。この論文では、このような財相互の代替関係に注目し、そのもとで最適課税の一般的な性質を求めたものである。

本論文では前述のような分析を、所得税は固定されており物品税によって調整を図る場合、関税によって一定の税収を確保しなければならない場合、さらにそこに非貿易財が存在する場合、という3つの場合について行っている。その結果、大まかにいえば、この分野の文献のほとんどが支持する逆弾力性ルールではなく、課税財相互の交差弾力性に依拠したルール(交差代替性ルール)こそが、最適関税構造を決める上で重要であることを明らかにした。さらに、交差弾力性ルールは、概して最適関税構造を均一に近づける傾向のあることも示された。

このように、本論文は従来の理論的な常識に疑問を投げかける、十分な根拠を示したものであり、大変興味深い。もちろん、本論文においても、より現実的な設定を行ったとはいえ、実際の税制を決めることに直接応用するには、まだ距離がある。しかし、本論文はそこへの展望を開くものであり、そこで得られた知見を、たとえば CGE モデルに応用することによって、世界銀行のような機関が、発展途上国に対して税制上の提言を行うさいの、基礎的な分析の枠組みへと発展する可能性を秘めている。このような意味で、本論文は、博士(経済学)の学位を授与するのに十分な価値を有するものと判断する。

.